

生活衛生関係営業対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、生活衛生関係営業の健全な経営の育成を図るため、公益財団法人埼玉県生活衛生営業指導センター（以下「指導センター」という。）に対し、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号。以下「生適法」という。）第63条に基づく生活衛生営業関係営業対策事業費について毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 この補助金は、令和元年6月3日生食発0603第2号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知の別紙「生活衛生関係営業対策事業実施要綱」に基づき設置する、生活衛生関係営業対策事業費補助金審査・評価会による審査を受け採択された次の事業を交付の対象とする。

- ①相談指導事業
- ②情報化整備事業
- ③後継者育成支援事業
- ④健康・福祉対策推進等事業
- ⑤消費者等コールセンター事業

(補助額)

第3条 前条に掲げた事業の実施に要する経費に対する補助額は、別表の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、その少ない方の額とする。

ただし、種目ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第4条 この補助金の交付決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（それぞれの種目の配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。）をする場合には、埼玉県知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、埼玉県知事の

承認を受けなければならない。

- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、埼玉県知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに埼玉県知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具その他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでの間は、埼玉県知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 埼玉県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を埼玉県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌年度3月31日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額（要県補助金返還相当額）を埼玉県に返還しなければならない。

（申請書の様式等）

第5条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要

しない。

(変更申請の様式等)

第6条 この補助金の交付決定後、事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式第2号の変更交付申請書を知事宛に提出して行うものとする。

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条に規定する交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(補助金の請求)

第8条 指導センターは、補助金の交付を受けようとするときは、様式第4号の請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第9条 指導センターは、知事の要求のあったときは、補助事業等の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(事業実績報告)

第10条 規則第13条に規定する事業実績報告書は、様式第5号による報告書に関係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

2 前項の事業実績報告書には、歳入歳出決算書（又は見込書）抄本を添付しなければならない。

(確定通知書の様式)

第11条 規則第14条に規定する補助金の額の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の様式)

第12条 この要綱第4条第9号に規定する補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の様式は、様式第7号のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和3年度の補助金から適用する。

別表 1

1 種目	2 基準額	3 対象経費
人件費	<p>次により算出された額の合計額（ただし、相談指導事業の事業評価を踏まえ、20%の範囲内で削減する場合がある。）</p> <p>1 給与を支給する場合</p> <p>(1) 経営指導員給与</p> <p>ア 職員俸給 254,400円以下の金額×知事が必要と認めた人員（以下「人員」という。）×知事が必要と認めた設置月数（以下「設置月数」という。）</p> <p>イ 扶養手当 一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号（以下「給与法」という。））第11条に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額</p> <p>ウ 地域手当 給与法第11条の3に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額</p> <p>エ 住居手当 給与法第11条の10に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額</p> <p>オ 通勤手当 給与法第12条に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額</p> <p>カ 期末手当 給与法第19条の4に基づき職員ごとに算定した額の合計額 ただし、期別支給割合については次のとおりとする。</p> <p>6月期 1.275月 12月期 1.275月</p> <p>キ 勤勉手当 給与法第19条の7に基づき職員ごとに算定した額の合計額 ただし、期別支給割合については次のとおりとする。</p> <p>6月期 0.95月 12月期 0.95月</p> <p>ク 超過勤務手当 給与法第16条に基づき職員ごとに算定した額の合計額</p>	<p>第2条に定める事業を行うために必要な経営指導員及び事務職員に対する職員基本給（職員俸給、扶養手当、調整手当）、職員諸手当（住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当）、超過勤務手当、福利厚生費（厚生年金保険料又は共済年金保険料、健康保険料、労働者災害補償保険料、雇用保険料、介護保険料、児童手当拠出金及び石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般搬出金）に係る事業主負担分及び非常勤経営指導員手当</p>

1 種目	2 基準額	3 対象経費
人件費	<p>ケ 福利厚生費</p> <ul style="list-style-type: none"> a 厚生年金保険料又は共済年金保険料 b 健康保険料 c 労働者災害補償保険料 d 雇用保険料 e 介護保険料 f 児童手当拠出金 g 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金の額の事業主負担分とする。 ただし、算出基礎の対象となる職員俸給等については上記ア～クのみとする。 <p>(2) 事務職員給与</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 職員俸給 158,300円以下の金額×人員×設置月数 イ 扶養手当 給与法第11条に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額 ウ 地域手当 給与法第11条の3に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額 エ 住居手当 給与法第11条の10に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額 オ 通勤手当 給与法第12条に基づき職員ごとに算定した額×設置月数の合計額 カ 期末手当 給与法第19条の4に基づき職員ごとに算定した額の合計額 ただし、期別支給割合については次のとおりとする。 6月期 1.275月 12月期 1.275月 キ 勤勉手当 給与法第19条の7に基づき職員ごとに算定した額の合計額 ただし、期別支給割合については次のとおりとする。 6月期 0.95月 12月期 0.95月 	

1 種目	2 基準額	3 対象経費
人件費	<p>ク 超過勤務手当 給与法第16条に基づき職員ごとに算定した額の合計額</p> <p>ケ 福利厚生費</p> <p>a 厚生年金保険料</p> <p>b 健康保険料</p> <p>c 労働者災害補償保険料</p> <p>d 雇用保険料</p> <p>e 介護保険料</p> <p>f 児童手当拠出金</p> <p>g 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく一般拠出金の額の事業主負担分とする。 ただし、算出基礎の対象となる職員俸給等については上記ア～クのみとする。</p> <p>2 非常勤経営指導員に対し手当を支給する場合 1の(1)のアの単価×人員×設置月数</p>	
事業費	知事が必要と認めた額	<p>第2条の事業を行うために必要な諸謝金、旅費、賃金、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、借料及び損料、会議費、雑役務費、委託費、備品購入費</p>

様式第1号（第5条関係）

年度生活衛生関係営業対策事業費補助金交付申請書

第 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地

名称

代表者氏名

年度生活衛生関係営業対策事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|---------------|---------|---|
| 1 | 補助金申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 所要額算出内訳 | 別紙1のとおり | |
| 3 | 事業計画書 | 別紙2のとおり | |
| 4 | 事業完了予定年月日 | 年 月 日 | |
| 5 | 歳入歳出予算書抄本（3部） | | |

様式第2号（第6条関係）

年度生活衛生関係営業対策事業費補助金変更交付申請書

第 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け生衛第 号で交付決定を受けた補助金について、
次のとおり補助金を変更して交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 申請額
既交付決定額 金 円
今回申請額 金 円
- 所要額算出内訳 別紙1のとおり
- 事業計画書 別紙2のとおり
- 事業完了予定年月日 年 月 日

（注）3については、当初申請の様式に準じて変更部分のみ作成すること。

様式第3号（第7条関係）

年度生活衛生関係営業対策事業費補助金交付決定通知

生衛第 号
年 月 日

公益財団法人埼玉県生活衛生営業指導センター
理事長 様

埼玉県知事

年 月 日付けで申請のあった 年度生活衛生関係営業対策
事業費補助金について、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法 概算払いとする。

3 交付条件

補助金等の交付手続等に関する規則及び生活衛生関係営業対策事業費補助金
交付要綱の定めによるほか、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け申請
書記載のとおりとする。
- (2) 事業に要する経費の配分の変更（それぞれの種目の配分額のいずれか低
い額の20%以内の変更を除く。）又は事業の内容の変更（軽微な変更を
除く。）を行う場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければなら
ない。

- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第 7 号により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

様式第4号（第8条関係）

年度生活衛生関係営業対策事業費補助金請求書

第 年 月 日 号

（あて先）

埼玉県知事

事務所の所在地

名 称

代表者の氏名

年 月 日付け生衛第 号で補助金の交付決定通知のあった生活衛生関係営業対策事業費補助金について、下記のとおり交付されたく申請します。

記

補助金請求額 金 円

様式第5号（第9条関係）

年度生活衛生関係営業対策事業費補助金事業実績報告書

第 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地

名称

代表者氏名

年 月 日付け生衛第 号で補助金の交付決定の通知を受けた生活衛生関係営業対策事業費補助金について、当該事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 事業所要額内訳 別紙（1）のとおり
- 2 事業実績報告書 別紙（2）のとおり
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 歳入歳出決算書（又は見込書）抄本

様式第6号（第11条関係）

年度生活衛生関係営業対策事業費補助金額確定通知書

生 衛 第 号
年 月 日

公益財団法人埼玉県生活衛生営業指導センター
理事長 様

埼玉県知事

年 月 日付け生衛第 号で交付決定した生活衛生関係
営業対策事業費補助金については、年 月 日付け 第 号
で報告のあった実績報告書に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので、
補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知する。

記

1	補助金交付決定額	金	円
2	補助金交付確定額	金	円
3	精算額	金	円

様式第7号（第12条関係）

年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

第 年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

所在地
名称
代表者氏名

年 月 日付け生衛第 号で補助金の交付決定の通知を受けた生活衛生関係営業対策事業費補助金について、交付決定通知書により付された条件に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額（要県補助金返還相当額）

金 円

- 3 添付書類

記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。